

郵便局
金曜日発行
第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県人事委員会規則第六号

教員の高学歴者の給料の調整に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十六号)附則第十四項の規定に基き、教員の高学歴者の給

料の調整に関する事項を定めることを目的とする。
(調整を行う職員)

第二条 給料の調整は、昭和三十二年三月三十一日(以下「適用日」という。)において現に高等学校、中

学校、小学校、幼稚園、盲学校若しくはろう学校に勤務する職員の給料の調整額に関する規則の一部改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正

職員の給与の切替等に関する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部改正

職員の高学歴者の給料の調整に関する規則の一部改正

教員の高学歴者の給料の調整に関する規則をここに公布する。

昭和三十二年十月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

一 現に校長である者又は教諭一級普通免許状(養護

00599

00598

教諭一級普通免許状を含む。以下同じ。) 若しくは
教諭二級普通免許状(養護教諭二級普通免許状を含
む。以下同じ。) を有する者であつて次のいずれか
に該当する者

- (1) 旧教員免許令(明治三十三年勅令第百三十四号)
による高等学校高等科教員免許状又は高等女学校
高等科及び専攻科教員免許状を同令により授与さ
れた者
- (2) 旧大學令(大正七年勅令第三百八十八号)によ
る学士の称号を有する者
- (3) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)によ
る修士または博士の称号を有する者
- (4) 旧学位令(大正九年勅令第二百号)による学位
を有する者
- (5) 第二号(8)に該当する者のうち、甲種一等航海士
若しくは甲種一等機関士の海技免許状を有し、三
年以上船舶に関し実施の経験を有する者又は甲種
船長若しくは甲種機関長の海技免許状を有する
- (6) 旧教員免許令(明治三十六年文部省告示第三十号)
に該當する学校を卒業した者
- (7) 公立私立学校卒業者に対し師範学校・中学校、
高等女学校教員無試験検定の取扱を許可したる学
校(明治四十四年文部省告示第二百四十二号)に
該當する学校を卒業した者
- (8) 実業学校教員検定に関する規程により無試験檢
定を受けることを許可したる学校(大正十二年文
部省告示第三十五号)に該當する学校を卒業した
者
- (9) 旧教員免許令第二条但書の規定に基く昭和十八
年文部省告示第五百号一の定めるところにより、
旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)によ
る実業学校の教員となることのできる者
- (10) 旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第一
百八号)第一条に規定する教員養成諸学校(師範
学校の遠洋漁業科を含む。) 又は旧水産講習所
官制(明治三十年勅令第四十七号)による第一水
産講習所の漁業科(水産講習所の遠洋漁業科及
び

者

(6) 東京高等師範学校専攻科又は広島高等師範學校
德育専攻科を修了し、学士の称号を有する者

(7) 現に校長である者は又は教諭一級普通免許状若しく
は教諭二級普通免許状を有する者(旧陸軍士官學校
旧陸軍航空士官學校又は旧海軍經理學校、旧海軍兵學
校並びに旧陸軍士官學校五十九期生、旧陸軍航空士
官學校五十九期生又は旧軍經理學校八期生で、適
用日において現に教育職員免許法の一部を改正する
法律(昭和二十九年法律第百五十九号)による改正
前の教育職員免許法の規定による教諭假免許状又は
教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十
八号)第二条第一項の表の第十七号のロの規定によ
り臨時免許状を有する者を含む。) であつて次のい
ずれかに該当する者

- (1) 旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許
状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許
状を有する者
- (2) 旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許
状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許
状を有する者
- (3) 旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許
状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許
状を有する者
- (4) 旧無線電信講習所官制(昭和十七年勅令第二百
七十四号)による無線電信講習所、旧通信院官制
(昭和十八年勅令第八百三十一号)による官吏練
習所又は旧通信講習所官制(昭和二十年勅令第百
三十五号)による高等通信講習所において修業年
限三年以上の課程を卒業した者
- (5) 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)
による高等商船学校(旧商船学校官制(明治十九
年勅令第十九号)による商船学校を含む。) 若し
くは函館水産専門学校の遠洋漁業科(函館高等水
産学校の遠洋漁業科を含む。) 又は旧水産講習所
官制(明治三十年勅令第四十七号)による第一水
産講習所の漁業科(水産講習所の遠洋漁業科及
び

第一水産講習所の遠洋漁業科を含む。)を卒業した者

(9) 公立私立盲学校及び聾哑学校規程(大正十二年文部省令第三十四号)第十条第一項又は同令第十

一条第一項の規定により盲学校又はろうあ学校の教員となることのできる者

(10) 学校教育法による学士の称号を有する者

(11) 東京教育大学教育学部に附属する特殊教育教員

養成施設の課程を修了した者

(12) 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第七条の規定により保健婦の免許を受け、

文部大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学した者又は同条の規定により看護婦の免許を受け、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に一

年以上在学した者

(13) 旧東京美術学校師範科又は旧東京音楽学校甲種師範科を卒業した者

(14) 旧専門学校令による専門学校、旧高等学校令(

大正七年勅令第三百八十八号)による高等学校高等科、旧大学令による大学予科、旧陸軍士官学校、旧陸軍航空士官学校、旧陸軍經理学校、旧海軍兵学校、旧海軍機関學校又は旧海軍經理学校を卒業又は修了した者並びに旧陸軍士官学校五十九期生、旧陸軍航空士官学校五十九期生又は旧陸軍經理学校八期生で、三年以上教員としての経験を有する者

者

(15) 実業に関する専門学校の卒業者(昭和十八年文部省告示第五百号)に規定する専門学校の卒業者を除く。)又は青年師範学校の卒業者で、昭和二十四年九月一日までに高等学校、中学校、從前の規定による中等学校又は青年学校において通算して一年以上実業科の実習教授を担任した者

(16) 青年学校教員養成所の卒業者で、昭和二十四年九月一日までに高等学校、中学校、從前の規定による中等学校又は青年学校において通算して四年以上実業科の実習教授を担任した者

(17) 従前の規定による実業学校の卒業者(実業科の

国民学校専科教員免許状を有する者を含む。)で、

昭和二十四年九月一日までに高等学校、中学校、

従前の規定による中等学校又は青年学校において通算して六年以上実業科に関する実習教授を擔任

した者

(18) 従前の規定による実業学校の卒業者(実業科の

国民学校専科教員免許状を有する者を含む。)で、

昭和二十四年九月一日までに六年以上実地の経験する者

(調整を行う額)

第三条 適用日における教育職員の給料月額は、その者

の適用日の前日における給料月額(職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十八号)第三条に規定する給料の調整額を除く。以

下「旧給料月額」という。)を左の各号に定めるところ(調整を行う額)

により調整した額とする。

一 前条第一号に該当する者のうち、適用日における職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「改正前の給与条例」という。)別表第五の通し号給表(以下「通し号給表」という。)においてその者の旧給料月額に相当する額に対応する号給(以下「旧号給」という。)が三十六号給以下の号給である者については、旧号給より一号給上位の号給の額に調整する。

二、前条第一号に該当する者のうち、旧号給が三十七号給以上六十一号給以下の号給である者については、旧給料月額を受けるに至つた日から三月前(旧号給が三十七号給である者については六月前)の日に旧号給より一号給上位の号給の額を受けるに至つたものとみなして改正前の給与条例第四条第三項及び第五項に定める昇給に関する規定(以下「昇給規定」という。)を適用した場合にその者が適用日において受けることとなる給料月額に調整する。

- 三 前条第一号に該当する者のうち、旧号給が六十二号給以上の号給である者については旧号給より一号給上位の号給の額に調整する。
- 四 前条第二号に該当する者のうち、旧号給が三十七号給以下の号給である者については、旧号給より一号給上位の号給の額に調整する。
- 五 前条第二号に該当する者のうち、旧号給が三十八号給以上の号給である者については、旧給料月額を受けるに至つた日から六月前の日に、その旧給料月額を受けるに至つたものとみなして昇給規定を適用した場合にその者が適用日において受けることとなる給料月額に調整する。
- 六 前項第二号又は第五号の場合における昇給規定の適用については、改正前の給与条例第四条第三項及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十年鳥取県人事委員会規則第三号。以下「初任給規則」という。)第二十条に定める期間の最短期間によつて行うものとし、この場合における昇給が初任給規則第二十条の規定による場合は、別表第一

- によりその者に適用される給料表の区分に従つて、職種に応じ経験年数(初任給規則に定める経験年数算出方法の例により算出された適用日までの経験年数をいう。以下同じ。)に対応する号給に相当する給料月額。
- 二 第二条第二号に該当する者については、別表第二により、その者に適用される給料表の区分に従つて、職種に応じ経験年数に対応する号給に相当する給料月額。
- 三 前項において教育職員のうち、養護教諭、助教諭、養護助教諭若しくは実習助手の職にある者に対しても別表を適用する場合においては、養護教諭があつては教諭の欄、その他あつては講師の欄を適用するものとする。
- (昇給の起算日)
- 第六条 教育職員のうち、第三条の規定により定められた給料月額(第三条第一項第五号の規定により適用日において受けのこととなる給料月額が旧給料月額と同

- 則第二十条の規定に基くものであるときは、前項第二号又は第五号の三月前の日又は六月前の日とあるのは、初任給規則第二十条第一号の規定に基く場合にあつては、六月前の日又は十一月前の日に、同条第二号の規定に基く場合にあつては、九月前の日又は十八月前の日に、それぞれよみかえて適用するものとする。
- 第五条 教育職員のうち、前二条の規定に基き決定された給料月額が、左の各号により定める給料月額をこえることとなる者については、当該各号に定める給料月額をこえない範囲内にその調整をとどめるものとする。(調整を行う額の制限)
- 第六条 前条の規定の適用を受ける教育職員のうち、同条第一項第二号の規定による者の給料月額は、旧号給より二号給上位の号給の額を、同条同項第五号の規定による者の給料月額は、旧号給より一号給上位の号給の額を、それぞれこえることはできない。
- 第七条 教育職員のうち、第三条の規定により定められた給料月額が、第五条第一項各号に定める給料月額と同じである者については、左の各号に定める日をその適用日後ににおける最初の昇給の起算日とする。
- 一 第三条第一項第一号、第三号又は第四号の規定の適用を受ける者については、旧給料月額を受けるに至つた日
- 二 第三条第一項第二号の規定の適用を受ける者については旧号給より一号給上位の号給の額を、同条同項第五号の規定の適用を受けるに至つたものとみなされる
- 月額を、それぞれ受けけるに至つたものとみなされる
- 日
- 第八条 教育職員のうち、第三条の規定により定められた給料月額が、第五条第一項各号に定める給料月額と同じである者については、左の各号に定める日をその適用日後ににおける最初の昇給の起算日とする。
- 一 第三条第一項第一号、第三号又は第四号の規定の適用を受ける者(第三条第一項第一号の場合にあつ

ては旧号給より二号給上位の号給の額に定められた者に限る。)については、旧給料月額を受けるに至つた日又は第五条第一項各号に定める給料月額を受けるに要する経験年数を満たした日のうちいすれか後日の日。

二 第三条第一項第一号の規定の適用を受ける者のうち、その給料月額を旧号給より一号給上位の号給の額に定められた者については、第五条第一項各号に定める給料月額を受けるに要する経験年数を満たした日。

三 第三条第一項第二号又は第五号の規定の適用を受ける者については、それぞれ旧号給より一号給上位の号給の額若しくは旧給料月額を受けるに至つたものとみなされる日、又は第五条第一項各号に定める給料月額を受けるに要する経験年数を満たした日。

うちいすれか後の日

(算給起算日の特例)

第八条 教育職員のうち、旧給料月額が第五条第一項各

号の規定による給料月額と同じである者で旧給料月額を受けるに至つた日が、同条同項各号に定める給料月額を受けるに要する経験年数を満たした日より後である者については、その満たした日をその者の適用日後における最初の昇給の起算日とする。

第九条 教育職員のうち、第六条第二号又は第七条第三号の規定を適用する場合において、旧号給より一号給上位の号給の額若しくは旧給料月額を受けるに至つたものとみなされる日から適用日までの間ににおいて第三条第一項第二号又は同条同項第五号の規定に基き昇給することとなる者についてはその昇給することとなる日(第四条の規定に該当する場合においては、同条に定める号給の額を受けることとなる日)をそれぞれ旧号給より一号給上位の号給の額若しくは旧給料月額を受けるに至つたものとみなされる日とする。

(調整調書)

第十一条 この規則の適用を受ける教育職員については、左に掲げる項目について調書を作成し、保管しなけれ

- ア 氏名 ばならない。
- イ 職種名 ア 氏名
- ウ 適用給料表名 イ 職種名
- エ 学歴免許等の資格の区分 ウ 適用給料表名
- オ 経験年数 エ 学歴免許等の資格の区分
- カ 規則第四条若しくは第五条の規定により定められた給料月額 オ 経験年数
- キ 旧給料月額とその受けるに至つた日 カ 規則第四条若しくは第五条の規定により定められた給料月額
- ク 調整された給料月額 キ 旧給料月額とその受けるに至つた日
- ケ 次期昇給の起算日 ク 調整された給料月額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年三月三十一日から適用する。

職員の給与の切替等に関する規則をここに公布する。

昭和三十二年十月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の給与の切替等に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十六号。以下「改正条例」という。)(附則第二項、第五項、第十九項及び第二十一項の規定に基き、職員の給与の切替等について定めることを目的とする。

(職務の等級の決定)

第二条 職員の改正条例適用の日以後における職務の等級は、給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第七号)及び職務の等級に分類される職に関する規則(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号)に基いて定められる等級とする。

は改正条例適用の日ににおける職員の給料月額が、その者の有する学歴免許等の資格に応じ職員の初任給、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第十号。以下「初任給規則」という。)に定めも初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)の額に達しない場合においては、それらの日ににおける者の給料月額は、その初任給基準表の額と同じ額とする。この場合においては、その初任給基準表の額を受けた日をもつてその者の最初の昇給の起算日とする。

2 改正条例適用の日に異動した職員のうち、異動前の職に対する初任給基準表が異動前の職に対する初任給基準表と異なる者又は異動後に適用される給料表がその異動前に改正条例を適用したならばその者に適用されるとみなされる給料表と異なることとなる者の改正が改正条例適用の日の前日において行われたものとみなして、その日ににおける職員の初任給、昇給、昇給等

2 前項による職員の職務の等級は、昭和三十二年十月三十日(以下「等級決定日」という。)に決定するものとする。

(改正条例附則第二項の旧給料月額の特例)

第三条 改正条例による改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「改正前の条例」という。)第三条第三項に規定する特別給料表の適用を受けていた職員の改正条例附則第二項にいう旧給料月額は、改正前の条例の適用により改正条例適用の日の前日においてその者の受けている給料月額(職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十八号))の規定に基づく給料の調整額(以下「給料の調整額」という。)を支給されている職員については、これを除いた額とする。

第四条 改正条例附則第四項に規定する切替日とみなされる日(以下「切替日とみなされる日」という。)又

(切替日とみなされる日又は改正条例適用の日における給料月額の特例)

第五条 教育職員のうち、昭和三十二年三月三十一日から引き続いて在職する者や、昭和三十二年四月一日以後昭和三十二年十月三十一日までの間に本県内において地方公共団体を異にしも引き続いたり異動した者については、これらの異動がなかつたものとして改正条例の適用を受けない職員のうち、前項に規定する

2 前項の適用を受けない職員の規則の規定する者はと同様の事情にある者を人事委員会の承認を得た者については、前項の規定によることができる。
(切替給料月額を受けない期間と通算される期間の特例)

第六条 職員のうち、改正条例適用の日の前日における給料月額を受けていた期間(以下「経過期間」とい

う。)が三月末満であり、かつ、その給料月額が別表第一の特定給料月額表に定める給料月額である者については、経過期間に六月を加えた期間を改正条例附則第二項にいう切替給料月額(以下「切替給料月額」という。)を受ける期間に通算する。

2 改正条例適用の日の前日以前において、改正前の初任給規則第二十五条第一項第一号の規定に該当した職員のうち、同規則第二十七条第二項の規定に基いて昇給させようとする時期が改正条例適用の日以降となる者については、短縮しようとする期間を経過期間に加えた期間を経過期間とする。

(枠外号給を受けた職員の昇給期間の短縮)

第七条 職員のうち、昭和二十六年一月一日から改正条例適用の日の前日までの間に、その属する職務の級の最高号給又は最高号給をこえる給料月額(以下「枠外号給」という。)を受けた期間(休職中の期間にかかる部分を除く。)を有する者については、改正条例適用の日又は切替日とみなされる日以降における

七項の規定を準用する。

(減給、停職、休職中の職員等の取扱)

第八条 改正条例適用の日の前日において、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号)の規定に基き、減給若しくは停職となつていた職員又は職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十九号)の規定に基き、休職を命ぜられ給料月額を減じられていた職員については、これらの措置が行われていなかつたものとして、改正条例適用の日における給料月額を決定するものとする。

(改正条例適用の日以後等級決定日までの間に退職した職員の取扱)

第九条 改正条例適用の日以後等級決定日までの間に退職した職員については、改正条例適用の日の前日の給料月額(昭和三十二年四月一日以後昭和三十二年十月三十日までの間において、新たに採用された職員(以下「新規採用者」という。)については改正前の初任

最初の昇給期間を、次に定める期間短縮することができる。

一 枠外号給を受けた期間の合計から改正前の条例附則第三項に定める期間の最短期間の合計を差し引いた期間(以下「枠外期間」という。)が六月以下の

十二月末満の者については三月。

二 枠外期間が十二月以上十八月末満の者については九月。

六月

三 枠外期間の計算により、枠外号給を受けた日から次回の昇給が行われた日の前日までの日数の合計日数三十日をもつて一月とし、端数の日数は切りするものとする。

3 改正条例附則第五項の規定により切替給料月額に通算される期間に第一項の規定により短縮される期間を加えた期間が、その者の切替給料月額又は切替日とみなされる日の給料月額に基づいて給料表に掲げる昇給期間をこえることとなる場合においては改正条例附則第

給規則の規定による初任給)を基礎として改正条例附則第二項から第十項まで並びにこの規則の定めるところにより改正条例適用の日(新規採用者については採用の日)における職務の等級及び給料月額を決定し、その給料月額を基礎として改正条例適用の日(新規採用者については採用の日)から退職の日までの間ににおける給与を支給する。

(枠外者の暫定手当)

第十条 改正前の条例の規定により勤務地手当の支給地域とされていた地域(以下「勤務地手当の支給地域」という。)に在勤する職員のうち、職務の等級一等級における最高の号給の額をこえている給料月額を受けれる者(以下本条及び第十一條において「枠外者」という。)に対する暫定手当の額は、その者の給料月額における六十ニ分の千を乗じて得た額に九百五十円を加算し、勤務地手当の支給地域の区分が、四級地である場合にあつては百分の二十、三級地である場合にあつては百分の十五、二級地である場合にあつては

百分の十、一級地である場合にあつては百分の五を乗じて得た額(十円未満の端数の生じた場合においては、この端数を四捨五入して得た額)とする。

2 昭和三十二年十月一日以後における勤務地手当の支給地域以外の地域に在勤する枠外者の暫定手当については、前項の規定に基いて定められた額に改正条例附則第十八項に定める率を乗じて得た額とする。

(給料の調整額を受ける職員の暫定手当)

第十一条 給料の調整額を受ける職員の暫定手当の額は、

その者の給料月額に対応する改正条例附則別表第二の暫定手当定額表に掲げる額に、給料の調整額に対応する別表第二の給料の調整額及びこれに対応する暫定手当定額表に掲げる額を加算した額とする。

2 給料の調整額を受ける枠外者の暫定手当は、改正条例附則第十七項の規定により計算した額(壱円未満の端数を生じた場合においては、この端数を四捨五入して得た額)とする。

(勤務地手当の非支給地に在勤する職員の暫定手当)

- 第十二条 勤務地手当の支給地域以外の地域に在勤する職員の昭和三十二年十月一日以後における暫定手当の額は、その者の給料月額に応じ、別表第三の勤務地手当非支給地の暫定手当定額表に掲げる額とする。
(改正条例附則第十九項に規定する暫定手当の加算)
- 第十三条 職員が左の各号の一に該当する場合においては、改正条例附則第十九項に規定する改正前の条例の規定による勤務地手当の月額は、第二項に定める額とする。
- 1 勤務地手当の支給地域の区分を異にして異動した場合
 - 2 給料表の適用を異にして異動した場合
 - 3 給料の調整額を支給されない学校又は職に異動した場合
 - 4 扶養親族に異動があつた場合
 - 5 前各号のほか、昇任、昇給以外の事由によつて給料月額若しくは給料の調整額に異動のあつた場合又は改正条例適用の際(改正条例附則第十九項にいう新

職員等については、改正条例施行の際。(以下同じ。)

においてこれらの支給額が減じられている場合

2 職員が前項各号の一に該当する場合における勤務地手当の月額は、改正条例適用の日(改正条例附則第十一項にいう新職員等については改正条例施行の日をい

う。以下「適用日」という。)の前日における職員の給料月額、給料の調整額の月額、扶養手当の月額及び

勤務地手当の支給地域の区分に応ずる支給割合(以下「支給割合」という。)を用いて算出した勤務地手当の月額とする。但し、次の各号に該当する場合においては、その定めるところに従い当該各号に掲げる額又は支給割合をもつてそれぞれ給料月額、扶養手当の月額又は支給割合として算出するものとする。

1 前項第一号に該当する場合で、その異動直後の支給割合が異動直前の支給割合に達しないときにおいては、その異動直後の支給割合を支給割合とする。

2 前項第二号に該当する場合で、その異動直後の支給月額が異動直前の支給月額に達しないときにおいては、その異動直後の支給割合を支給割合とする。

- 3 等級決定日以降第一項各号の一に該当した者が再び職により給料の支給額が減少したとき若しくは復職したとき又は改正条例適用の際にあって停職又は減給により給料の支給額が減少しているときにおいては、人事委員会と協議して定める額をそれぞれの額とする。
- 4 前項第五号に該当する場合で、降任、降給又は停職において、職員の扶養親族であつた者が扶養親族でなくなつたときにおいては、その異動に応じて支給されることとなる扶養手当に相当する額を扶養手当の月額とする。
- 5 前項第五号に該当する場合で、降任、降給又は停職により給料の支給額が減少したとき若しくは復職したとき又は改正条例適用の際にあって停職又は減給により給料の支給額が減少しているときにおいては、人事委員会と協議して定める額をそれぞれの額とする。

それらに該当したときにおける前項の規定の適用については、その際に現に受けた暫定手当の額を算出するに当つて用いた前項のそれぞれの月額又は支給割合を適用日の前日におけるそれぞれの月額又は支給割合として取り扱うものとする。

(暫定手当の支給)

第十四条 暫定手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(改正条例附則第二十一項に規定する差額の支給)

第十五条 職員が左の各号の一に該当する場合においては、改正条例附則第二十一項に規定する旧給与月額は、第一項に定める額とする。

一 紙料表の適用を異にして異動した場合

二 紙料の調整額を支給されない学校又は職に異動した場合

三 勤務地手当の支給地域の区分を異にして異動した場合又は扶養親族に異動のあつた場合

四 へき地手当を支給されない学校又は職に異動した場合

五 前各号のほか、昇任、昇給以外の事由によつて給

料、暫定手当若しくはへき地手当の支給額に異動のあつた場合又は改正条例施行の際にこれらの支給額が減じられている場合

2

前各号の一に該当する場合における旧給与月額は、改正条例施行の日の前日における職員の給料月額、給料の調整額の月額、勤務地手当の月額及びへき地手当の月額の合計額(給料月額が第一号によつて求められた場合においては、勤務地手当及びへき地手当の月額は、その求められた給料月額を基礎として算出したそれぞの額)とする。但し、次の各号に該当するときには、その定めるところに従い当該各号に掲げる額をもつてそれぞれの月額として合計額を算出するものとする。

一 前項第一号に該当する場合で、その異動直後の給料月額が異動直前の給料月額に達しないときにおいては、改正条例施行の日の前日における給料月額を

その異動直前の給料月額とみなして、改正前の初任給規則の規定の例を用いた場合に受けることとなる。

二 前項第一号又は第四号に該当する場合においては、給料の調整額又はへき地手当は零とし、異動により給料表が異なることとなる場合における給料月額は、前号の規定による給料月額とする。

三 前項第三号に該当する場合で、次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、それぞれに掲げる額を勤務地手当の月額とする。

(1) 異動直後の支給割合が異動直前の支給割合に達しないときにおいては、改正条例施行の日の前日における給料月額をその異動直後において受けているものとみなして、その異動直後の支給割合を用いた場合に受けることとなる勤務地手当の額に相当する額。

(2) 改正条例施行の日の前日において職員の扶養親族であつた者が扶養親族でなくなつたときにおいては、その異動に応じて支給されることとなる勤務地手当の額に相当する額。

(3) 前記(1)及び(2)に同時に該当するときにおいては、務地手当の額に相当する額。

3 等級決定日以降第一項各号の一に該当した者が再び

それらに該当したときにおける前項の規定の適用については、その際に現に受けた差額手当を算出するに当つて用いた前項のそれぞれの月額又は支給割合を改正条例施行の日の前日ににおけるそれぞれの月額又は支給割合として取り扱うものとする。

(差額手当の支給)

第十六条 差額手当は、給料の支給方法に準じ、昭和三十二年十一月一日から支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

手当等」に改める。

第二十条第一項中「超過勤務」を「時間外勤務」に、
「超過勤務時間」を「時間外勤務時間」に、同条第一項
中「超過勤務」を「時間外勤務」に、同条第三項中「超
過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改める。

第二十一条第一項中「休日給」を「休日勤務手当」に、
同条第二項及び第三項中「休日給」を「休日勤務手当」
に、「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に、同条第
四項及び第五項中「休日給」を「休日勤務手当」に改め
る。

第二十二条第一項中「夜勤手当」を「夜間勤務手当」
に、同条第二項中「休日給と夜勤手当」を「休日勤務手
当と夜間勤務手当」に、同条第三項中「夜勤手当」を「
夜間勤務手当」に、「超過勤務手当」を「時間外勤務手
当」に改める。

第二十二条の三に次の二項を加える。

2 前項において時間を日に換算する場合は、八時間を
もつて一日とする。

第二十二条の六第二項、第三項及び第四項中「職員の給
料、扶養手当及び勤務地手当」を「職員の給料と扶養手
当」に、「給料とこれに対する勤務地手当の合計額」を
「給料月額」に改める。

様式第一号を次のように改める。

第二十二条の六第二項、第三項及び第四項中「職員の給
料、扶養手当及び勤務地手当」を「職員の給料と扶養手
当」に、「給料とこれに対する勤務地手当の合計額」を
「給料月額」に改める。

扶養親族届										昭和年月日提出		
※ 認定印 眞印	※ 合議	※ 主査	※受理年月日			昭和年月日			扶養 備考			
			別居 の別居 事実	不具 喪失 職業	給与所得 月	事業所得 年額	その他の所得 年額	所得を生 ずる規則 年額				
職員の 勤務箇所		職 名		職員 氏名								
雇出由	昭和年月日	支 出 費 目										
による。現住所												
扶養親族 登記 種別	扶養親族 登記 種別	配偶者	子孫父母祖父母	兄弟姉妹	不具喪失	甲	乙	計		同	左	
・・から	・・から											
上記の記載事項は、真実かつ正確であることを誓約します。昭和年月日 職員氏名												
上記の記載事項は、調査の結果相違ないことを証明する。昭和年月日 所属長職員名												
注: ※印欄は記入しないこと。												

勤務の区分		時間外勤務	
部 分	勤務	休日	夜間
部 分	勤務	休日	夜勤
部 分	勤務	休日	夜間
部 分	勤務	休日	夜間

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、第九条第一項第二号の改正規定を除き、昭和三十二年四月一日から適用する。

- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年十月鳥取県条例第三十六号）附則第十五項から第十九項までの規定に基き、職員に暫定手当が支給される間、改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十六条第一項中「給料」とあるのは「給料及び暫定手当」に、改正後の規則第二十二条の六第二項、第三項及び第四項中「

給	級	号
料	(給
	等級	号
	(給
	円)	料

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年十月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第十三号

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正す

職員の給料と扶養手当とあるのは「職員の給料、扶養手当及び暫定手当」に、「給料月額」とあるのは「給料と暫定手当との合計額」にそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年十月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1、第3及び第11中

第三条 特殊教育職員の給料の調整額は、その者について定められた給料月額に百分の八を乗じて得た額とする。

2 期末手当、勤勉手当及び給与条例第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額の計算においては、給料の月額と前項の調整額を加えたものをもつてその基礎となる給料月額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則をここに公布する。

昭和三十二年十月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第十四号

警察職員の退職手当の額から控除する額に
関する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(

昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十四号)の全部を次のように改正する。

(この規則の目的)

第一条 この規則は、鳥取県職員退職手当支給条例の特例に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十五号。以下「特例条例」という。)第四条の規定に基づき、警察職員の退職手当の額から控除する額を定めることを目的とする。

(控除する額)

第二条 特例条例第四条の規定に基き控除する額は、その者が特例条例施行前において退職した際に受けた退職手当の額の算出の基礎となつた俸給月額又は給料月額で、その俸給月額又は給料月額に対応する別表の通り番号の欄において、その者が退職した日の属する欄に規定している給料月額を除して得た率を、特例条例

施行前において退職した際に受けた退職手当の額に乗じて得た額とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

別表
通し番号表

退職した日及びその日における俸給月額又は給料月額						
通し番号	自昭23.1.1	自昭23.6.1	自昭23.12.1	自昭26.1.1	自昭26.10.1	自昭27.11.1
1	1,000	1,300	2,400	3,000	3,600	4,400
2	1,050	1,370	2,470	3,000	3,700	4,500
3	1,100	1,430	2,541	3,050	3,800	4,600
4	1,150	1,500	2,613	3,150	3,900	4,700
5	1,200	1,560	2,688	3,250	4,000	4,800
6	1,250	1,630	2,765	3,350	4,100	4,900
7	1,300	1,690	2,844	3,450	4,200	5,000
8	1,350	1,760	2,926	3,550	4,300	5,100
9	1,400	1,820	3,009	3,650	4,400	5,200
10	1,450	1,890	3,096	3,750	4,500	5,300
11	1,500	1,950	3,184	3,850	4,600	5,400
12	1,550	2,020	3,275	4,000	4,750	5,500
13	1,600	2,080	3,369	4,150	4,900	5,700
14	1,650	2,150	3,466	4,300	5,050	5,850
15	1,700	2,210	3,565	4,450	5,200	6,000
16	1,750	2,280	3,667	4,600	5,350	6,200
17	1,800	2,340	3,772	4,750	5,500	6,400
18	1,850	2,410	3,880	4,900	5,700	6,600
19	1,900	2,470	3,991	5,050	5,900	6,900
20	1,950	2,540	4,105	5,200	6,100	7,150
21	2,000	2,600	4,223	5,350	6,300	7,400
22	2,050	2,670	4,344	5,500	6,500	7,650
23	2,100	2,730	4,468	5,700	6,700	7,900
24	2,150	2,800	4,596	5,900	6,900	8,150
25	2,200	2,880	4,727	6,100	8,400	9,600

